

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (三件) ……………
- …………… (生活文化局計量検定所検査課) ……
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (五件) ……
- …………… (都市整備局住宅政策推進部民間住宅課) ……
- 建築基準法による道路位置の指定 ……………
- …………… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新 ……
- …………… (生活文化局都民生活部管理法人課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 ……
- …………… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要 ……
- …………… (同) ……

告示

- 東京都告示第千四十二号
- 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

り実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年七月二十日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 北区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年九月六日から同年十月二十五日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会
の名称

東京都告示第千四十三号

- 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二

一条第二項の規定により告示する。

平成三十年七月二十日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 東久留米市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年九月三日から同月十四日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会
の名称

東京都告示第千四十四号

- 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
- 平成三十年七月二十日
- 東京都計量検定所長 林 久美子
- 一 検査地域 大田区
- 二 検査対象
- 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを
超える非自動はかりを併せて使用する事業
所の検査対象物を除く。

三 検査期日
平成三十年八月二十七日から同年十一月二
十九日まで(東京都の休日に関する条例
(平成元年東京都条例第十号)に定める休
日を除く。)

四 検査場所
特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在
の場所

五 指定定期
一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千四十五号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す
る法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」とい
う。)第四十条の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支
援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、
法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 一般社団法人ささえる手
- 二 支援法人の住所 練馬区東大泉三丁目十七番十一
号エザンス大泉二〇三
- 三 支援業務を行う事務 練馬区南大泉三丁目二十五番三
十三号アクセス保谷I一〇五
- 四 指定年月日 平成三十年六月二十七日

●東京都告示第千四十六号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す
る法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」とい

う。)第四十条の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支
援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、
法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 企業組合労協センター事業団
- 二 支援法人の住所 豊島区東池袋一丁目四十四番三
号池袋ISPタマビル
- 三 支援業務を行う事務 豊島区東池袋一丁目四十四番三
号池袋ISPタマビル
- 四 指定年月日 平成三十年六月二十七日

●東京都告示第千四十七号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す
る法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」とい
う。)第四十条の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支
援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、
法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 特定非営利活動法人コレクティ
ブハウジング社
- 二 支援法人の住所 豊島区目白三丁目四番五号アビ
タメジロ三〇二
- 三 支援業務を行う事務 豊島区目白三丁目四番五号アビ
タメジロ三〇二
- 四 指定年月日 平成三十年六月二十七日

●東京都告示第千四十八号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す
る法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」とい
う。)第四十条の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支
援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、
法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 株式会社こたつ生活介護
- 二 支援法人の住所 立川市一番町二丁目三十六番地
の十三
- 三 支援業務を行う事務 立川市一番町六丁目二十九番地
八
- 四 指定年月日 平成三十年六月二十七日

●東京都告示第千四十九号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す
る法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」とい
う。)第四十条の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支
援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、
法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 特定非営利活動法人せたがや福
祉サポートセンター
- 二 支援法人の住所 世田谷区赤堤一丁目十番二十三
号三井ハイム一〇二号室
- 三 支援業務を行う事務 世田谷区赤堤一丁目十番二十三
号三井ハイム一〇二号室
- 四 指定年月日 平成三十年七月十日

●東京都告示第五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年六月二十七日	小金井市緑町二丁目二千三百五十番五及び同番十三の各一部	延長 六九・五七 幅員 六・〇〇 七・一五
----------------------	-------------	-----------------------------	-----------------------------------

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク

二 代表者の氏名

松井 秀文

三 主たる事務所の所在地

東京都豊島区西池袋二丁目二十一番八号 目白樺マンション二〇四号室

四 更新された認定の有効期間

平成二十九年十月十六日から平成三十四年十月十五日

まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

（仮称）TGM芝浦プロジェクト（A棟・ホテル）

二 店舗所在地

港区芝浦三丁目百十八番二ほか

三 設置者名

三井不動産株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者

イ 概要

ウ 収受日

港区長

意見なし

平成三十年六月二十六日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

平成三十年七月二十日から同年八月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

（仮称）武蔵小金井駅南口第一地区再開発ビル

二 店舗所在地

小金井市本町六丁目千九百番ほか株式会社イトーヨーカ堂ほか三十一名

三 設置者名

四 意見

ア 聴取者

イ 概要

ウ 収受日

五 縦覧場所

六 縦覧期間

七 縦覧時間

小金井市長
意見なし

平成三十年六月二十六日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

平成三十年七月二十日から同年八月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に

供する。

平成三十年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 ホームズ葛西店

イ 店舗所在地 江戸川区東葛西九丁目三番六号

ウ 設置者名 株式会社島忠

(二)ア 店舗名 大島6丁目団地8号棟

イ 店舗所在地 江東区大島六丁目一番八―一〇一号

ウ 設置者名 独立行政法人都市再生機構

(三)ア 店舗名 2k540

イ 店舗所在地 台東区上野五丁目二十七番一ほか

ウ 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発

(四)ア 店舗名 豊洲ショッピングセンター

イ 店舗所在地 江東区豊洲三丁目四番八号

ウ 設置者名 株式会社LIXILピバ

(五)ア 店舗名 西友町田店

イ 店舗所在地 町田市森野一丁目十四番十七号

ウ 設置者名 有限会社澁谷ビル

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 平成三十年六月二十九日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成三十年七月二十日から同年八月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

